

社会科学研究所会計専門職専攻規程第1号

社会科学研究所会計専門職専攻学外研修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会科学研究所会計専門職専攻（以下「本専攻」という。）の学生が、本専攻の教育の一環として行う学外研修に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において学外研修とは、監査法人、企業、その他の組織等（以下「研修機関」という。）において、学生が将来のキャリアに関連した就業体験を行うことを目的とし、かつ、本専攻と研修機関との間において学生の受入れに関する覚書を締結しているもの、又はそれに準ずるものをいう。

(研修機関の決定)

第3条 研修機関は、社会科学研究所会計専門職専攻長が、社会科学研究所会計専門職専攻会議の意見を聴いた上で、これを決定する。

(研修期間)

第4条 学外研修期間は、研修機関と協議の上、定める。

(誓約書その他の書類の提出)

第5条 学外研修に参加する学生（以下「参加学生」という。）は、誓約書その他研修機関が求める書類を研修機関に提出しなければならない。

(保険)

第6条 参加学生は、学外研修期間中、所定の保険に加入しなければならない。

(参加学生の義務)

第7条 参加学生は、本専攻が指定する事前研修等を履修するものとする。

2 参加学生は、学外研修期間中、研修機関及び本専攻の教員の指示に従わなければならない。

3 参加学生は、学外研修期間中に知り得た秘密を他に漏らしたり、又は盗用したりしてはならない。学外研修期間終了後であっても、同様とする。

4 参加学生が前2項の義務を怠ったときは、兵庫県立大学学生懲戒規程に基づき懲戒を行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学外研修の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

